

徴 収 課 長  
債権回収対策課長  
税 務 課 長 殿  
福 祉 課 長  
地 方 議 会 議 員

一般社団法人 日本経営協会  
理事長 平井 充則

NOMA行政管理講座開催(ご案内)

# 公金徴収一元化の実践論

～組織マネジメントと収入未済額削減の具体的手法～

<平成30年9月3日(月)・4日(火)>

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

本会事業活動には、平素より格別のご支援ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、地方公共団体においては、住民税のほか、保険料、保育料、水道・下水道使用料、公営住宅使用料、学校給食など、回収できずに累積する各種債権の収入未済額の削減が大きな課題となっています。

本セミナーでは、収入未済額の削減や債権管理一元化に積極的に取り組み、地方行政改革事例として総務大臣表彰を受賞している(元)船橋市税務部参事 兼 債権管理課長の永嶋正裕氏を講師に迎え、効果的・効率的な回収方法、債権を一元管理するための組織マネジメント、滞納整理の実務、非強制徴収公債権と私債権の支払督促・民事訴訟・民事執行を提起する際の法的な手続きや議会对応のポイントなどについて、豊富な現場経験やエピソードもふまえて実践的に取り上げてまいります。

また、元東京都職員で自治体法務に精通した弁護士の本多教義氏より、債権管理で扱う個人情報の取り扱いならびに履行延期の特約についてもわかりやすく解説いたします。

時節柄公務ご多忙の折とは存じますが、この機会に関係各位多数のご参加をおすすめ申し上げます。

敬 具

記

(12:30から受付)  
日 時：平成30年9月3日(月) 13:00～17:00  
9月4日(火) 10:00～16:00  
講 師：弁護士 本多 教義氏  
地方公共団体債権管理コンサルタント  
永嶋 正裕氏

会 場：NOMA ホール(日本経営協会内専用教室)  
(東京都渋谷区千駄ヶ谷3-11-8)

受講料：会員(1名) 29,000円 } 31,320円  
(参加料) 消費税 2,320円 }  
一般(1名) 32,000円 } 34,560円  
消費税 2,560円 }

申込方法：①FAXまたは郵送申込…裏面申込書に必要事項をご記入の上、下記へお送り下さい。  
②Web申込…本会ホームページ上の「セミナーお申込ボタン」を押し、必要事項をご入力下さい。  
・受付次第、参加券および請求書をご連絡担当者宛にお送りいたします。  
・開催3営業日前までに参加券が届かない場合は、お手数ですがご連絡下さい。  
・お申込みは開催日の3営業日前までお願いいたします。  
・本講座は、定員になり次第締め切らせていただきます。

入金方法：参加料は、請求書にもとづき銀行振込にてお納め下さい。領収書は「振込金受領書」をもってかえさせていただきますのでご了承下さい。

キャンセル：お申し込み後、キャンセルされる場合は必ず事前(3営業日前まで)にご連絡下さい。  
開催日の3営業日前～前日のキャンセルは受講料の30%、開催当日のキャンセルは100%をキャンセル料として申し受けます。  
なお、当日までに連絡なくご欠席の場合も、100%のキャンセル料となりますので、あらかじめご了承下さい。

その他：参加者が少数の場合、天災の場合などにおいては、中止・延期させていただく場合があります。

お申込み  
お問合せ先



一般社団法人 日本経営協会

(お電話でのお問合せは月曜日～金曜日の9:15～17:15にお願いします)



東京本部 公務研修グループ  
〒151-8538 東京都渋谷区千駄ヶ谷3-11-8  
TEL(03)3403-1891(直) FAX(03)3403-1130  
URL <http://www.noma.or.jp>

▶プログラム◀

9月3日(月)  
13時～17時

I：債権管理に伴う個人情報の取り扱いと履行延期の特約について

弁護士 本多 教義(ほんだ みちよし)氏

地方公共団体が債権管理で扱う個人情報について、どこまでの範囲で共有してよいか判例や通達がないことから、地方税法第22条・地方公務員法第34条との関係で、地方公共団体は明確な答えを出せていません。

今回、東京弁護士会所属の弁護士から、法令解釈や先進市の事例紹介を通して、債権管理に伴う個人情報の取扱いについて講義します。また、日頃行っている分納である履行延期の特約について、延滞金・遅延損害金の起算日から督促状の送付、履行期限の繰上げまでわかり易く解説します。

第1 債権管理に伴う個人情報の取扱いについて

- 1 事務分掌・個人情報保護条例
- 2 地方税法第22条
- 3 地方公務員法第34条
- 4 情報の共有
- 5 債務者の同意書

第2 履行延期の特約

- 1 延滞金・遅延損害金の起算日
  - ①当初履行期限前に特約した場合
  - ②当初履行期限後に特約した場合
- 2 督促状の送付
  - ①当初督促を送付する前に特約した場合
  - ②当初督促を送付した後に特約した場合
- 3 時効の中断
  - ①毎月発生する債権を特約した場合
- 4 履行期限の繰上げ
  - ①繰上げ時期
  - ②繰上げ通知
  - ③残債の延滞金取扱い

【本多教義氏略歴】

昭和60年東京都に入職。在職中の平成14年司法試験合格。平成16年司法修習を修了(57期)。修習修了後東京都庁に戻り、法務部で指定代理人として訴訟を担当。平成21年東京都を退職し本多法律事務所(東京弁護士会所属)を開業。行政訴訟等の自治体法務をはじめ、民事、刑事等の各事件・問題に幅広く対応している。

9月4日(火)  
10時～16時

II：地方公共団体の債権管理～組織のマネジメントと職員の意識改革～

地方公共団体債権管理コンサルタント  
永嶋 正裕(ながしま まさひろ)氏

地方公共団体の債権について、強制徴収公債権は、自力執行権が付与され滞納処分が可能な債権ですが、非強制徴収公債権や私債権は自力執行権が無いことから強制執行するためには裁判所の命令が必要な債権です。このため、地方公共団体は、債権ごとに規定された法令等に基づき債権を回収することになります。

本講座では、地方公共団体の債権を関係法令から分類し、法的効果の違いによる効果的・効率的な回収方法、税と強制徴収公債権を一元徴収するための組織や個人情報の取扱い、滞納整理の実務、非強制徴収公債権と私債権の支払督促・民事訴訟・民事執行を提起する際の法的な手続、債権放棄、相殺、議会対策などについて、実務経験や法令・事例を紹介しながら、地方公共団体が公平・公正な債権管理を実践するための組織マネジメントを含め、解説いたします。

第1 地方公共団体の債権

- 1 債権とは
- 2 債権の分離
- 3 法的効果の違い
- 4 債権分離別収入未済額

第2 税及び強制徴収公債権

- 1 一元徴収のメリット・根拠
- 2 一元徴収のための組織マネジメント
- 3 個人情報と取扱いの理論
- 4 滞納整理の8つの秘訣
- 5 弁済の充当順位
- 6 催告による時効中断

第3 非強制徴収公債権及び私債権

- 1 債権管理条例制定
- 2 支払督促・民事訴訟
- 3 簡易裁判所・地方裁判所
- 4 債権の届出
- 5 債権放棄
- 6 相殺

第4 議会対策

- 1 議決事件
- 2 議案質疑・委員会質疑
- 3 専決処分

第5 質疑応答

【永嶋正裕氏略歴】

平成13年に納税課に着任して、係長として陣頭指揮をとり、平成16年度～19年度の徴収率の伸び率及び滞納繰越額の縮減率の双方において当時の政令市・中核市の中でトップの実績を挙げた。平成19年度、税と国民健康保険料・介護保険料・保育料等の一元徴収について検討する検討部会の座長。市の公金徴収一元化へ向けた実質的な中核市取り役を果たす。平成20年4月、初代の債権回収対策室長として全国に先駆けて、

税とすべての強制徴収公債権の一元徴収を実施。平成23年4月、初代の債権管理課長に就任し、同年10月、債権管理条例を制定。平成24年4月からは、非強制徴収公債権および氏債権の支払督促や訴訟を弁護士に依頼せずに年間50件程度申立てる。こうした取り組みは、総務省行政評価局からも高く評価されており、「国の債権管理等に関する行政評価・監視」にも取り上げられる。平成24年11月総務大臣表彰を受賞。

講座申込み：FAX (03) 3403-1130

60010767 『公金徴収一元化の実践論』参加申込書

※NOMA記入

--	--	--	--	--	--	--	--

30.9/3～4

会員  一般(該当欄にレ印)

役所名	電話	( )	内線	<ご連絡担当者>			
	FAX	( )		所属			
所在地	〒			フリガナ氏名			
フリガナ参加者氏名	所属部課	役職名	経験年数	年	月	メールアドレス	
フリガナ参加者氏名	所属部課	役職名	経験年数	年	月	<通信欄>	
フリガナ参加者氏名	所属部課	役職名	経験年数	年	月		

申込書にご記入いただいた情報は、以下の目的に使用させていただきます。

①参加券・請求書の発送および参加者名簿の作成などの事務処理 ②本会主催のセミナー、展示会、通信教育などのご案内

②がご不要の場合はにチェックしてください。—— 不要

(経験年数は、現在の部課での年数をご記入ください)